

平成30年8月31日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（平成30年度上天草市一般会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 6 | 議案第63号 | 上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第64号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第65号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第66号 | 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第68号 | 平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第69号 | 平成30年度上天草市診療所会計特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第70号 | 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第71号 | 平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第72号 | 平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第73号 | 平成30年度上天草市物揚場造成事業補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第74号 | 平成30年度上天草市後期高齢者医療補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第75号 | 平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第76号 | 平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第77号 | 平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第78号 | 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第79号 | 市道路線の廃止及び認定について |
| 日程第23 | 議案第80号 | 市道路線の認定について |

日程第 2 4	議案第 8 1 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 2 5	認定第 1 号	平成 2 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 2 号	平成 2 9 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
日程第 2 7	認定第 3 号	平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 8	認定第 4 号	平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
日程第 2 9	報告第 1 1 号	平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金充足比率の報告について
日程第 3 0	報告第 1 2 号	上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸	7 番 高橋 健
8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司	1 0 番 田中 万里
1 1 番 北垣 潮	1 2 番 島田 光久	1 3 番 津留 和子
1 4 番 桑原 千知	1 5 番 田中 辰夫	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	山下 正
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	中 文近
健 康 福 祉 部 長	辻本 智親	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	堀川 雅輔	水 道 局 長	小西 裕彰

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 海 崎 竜 也 局 長 補 佐 松 尾 伸 之
主 事 浦 下 千 明

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、6番、西本輝幸君、7番、高橋健君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 潮君） おはようございます。

平成30年第5回上天草市議会定例会にあたり、7月31日及び8月24日に委員会を開催し、審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日8月31日は、開会、提案理由説明、9月10日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は9月11日から13日までの3日間開催することとし、一般質問は、14日及び18日、19日の3日間行います。9月21日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は26件、その内訳は、条例4件、補正予算12件、専決承認1件、認定4件、報告2件、その他3件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月21日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成30年6月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について、必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成30年第5回市議会定例会の開催にあたり、6月定例会以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。上天草市第2次総合計画後期基本計画につきましては、前期基本計画での取り組みを踏まえ、これから取り組むべき新たな課題への対応案を振興計画審議会において御審議いただいております。予定といたしましては、最終案がまとまった段階でパブリックコメント等を実施し、市民からの意見を反映させた後に、審議会からの答申を受けた上で、市議会への議案上程を予定しております。

次に、新市まちづくり計画、新市建設計画につきましては、現在各部局において合併特例債の活用を予定している事業の洗い出しを行っているところですが、今回の合併特例債の発行期限の再延長では、さらなる延長は認めない旨の附帯決議があることから、市としても計画漏れがないように進めるとともに、県との事前協議を経て、市議会への議案上程を予定しております。

次に、千巖山前島地区総合開発につきましては、社会資本総合整備計画、都市再生整備計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を受けて、平成26年度から取り組んできており、今年度が最終事業年度となっていることを踏まえ、国県と緊密な連携をとりながら引き続き推進してまいります。千巖山地区につきましては、来月中旬にはトイレの整備が完了し、身体障害者や高齢者に配慮したユニバーサルデザインの新しいトイレが使用できるようになります。また来年1月までには、ハートフル車道の舗装工事が完了し、3月末までには中腹の展望台が完成する予定

となっております。

次に、前島地区については、市道前島1号2号線改良工事は、地元の御理解、御協力のもと、ようやく今年度末までの完了が見えてきたところです。

次に、前島地区の観光交流拠点施設等につきましては、入札不調の原因を分析して設計金額、発注方式などについて、最大限の見直しを行った上で、現在5回目の入札を実施しているところでございます。来週の9月3日には開札予定でございますので、成立後は直ちに仮契約を行い、今市議会に工事請負契約の締結に係る議案の追加提案を予定しております。

また、施設の整備と並行して、施設の管理運営の準備も一体的に進める必要があることから、指定管理者の指定及び関係条例の一部改正についても、あわせて追加提案し御審議をお願いすることとしております。

次に、樋合地区リゾート開発につきましては、国立公園内における開発の前提となる自然公園法の規定に基づく公園事業の決定について、リゾート開発を行う事業者と天草自然保護官事務所及び九州環境事務所との事前協議をほぼ完了しつつあり、年内にも開催予定の環境省の中央審議会での審議を経て、事業承認がなされる見通しとなっております。市としては、これらの手続が円滑に進むよう引き続き事業者等への支援を行うとともに、リゾート開発事業承認の熟度が高まった段階で企業進出にかかる本協定の締結及び事業用地となる市有地の売却に向けて、遺漏のないよう、事務を進めてまいります。また、樋合西側の市道整備につきましては、既に詳細設計に着手しており、安全面や費用面を考慮した道路線形をもとに、環境省天草自然保護官事務所との協議を進めているところです。

次に、八代天草架橋建設構想につきましては、熊本地震等大規模災害の発生による防災面の機能強化や、八代港の拠点性の向上等を背景に気運の高まりが見られ、今年度は県南18市町村で構成する八代天草架橋建設促進期成会において、八代天草架橋建設の効果などにつながる県南、天草地域等の物流、観光の調査事業に取り組んでいるところです。一方、民間の期成会では、署名活動に取り組まれており、すでに市内で8,000名を超える署名が集められたというふうに伺っております。市としては、これからも民間期成会とこれまで以上に連携をとりながら、さらなる機運醸成を図ってまいります。

次に、防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、整備本体をパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州支社と、管理業務の委託を一般財団法人高度映像センターと締結し、総務省九州総合通信局に無線局免許申請を行うための電波伝搬調査等を行うとともに、龍ヶ岳地区の整備に向けて、施行カ所の現場確認をあわせて行っているところです。

次に、7月10日に、松島総合センターアロマで自主防災組織研修会を開催し、自主防災会関係者等300名程度が参加され、熊本市大江自主防災クラブ及び熊本県危機管理防災課から熊本地震時における自主防災会の対応、自主防災会に求められていることについてそれぞれ講演をいただきました。今後とも共助の核となる自主防災会の活動を促進し、市民の防災に関する意識を高め、地域の防災力の強化に努めてまいります。また、8月26日には警察署、消防署及び消

防団など、関係機関の役割分担並びに市民のとるべき行動を周知するため、旧上北小学校において国民保護訓練を実施いたしました。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

平成29年度の上天草市の観光総入込客は、前年比2.1%増の162万3,307人でした。内訳につきましては、宿泊客が前年から5万7,408人減少して23万9,835人、日帰り客が前年から9万1,340人増加して138万3,472人となっており、宿泊客の減少については、熊本地震の復興施策による宿泊助成で一時的に伸びた宿泊客が一旦落ち着いたものとみており、日帰り客の増加については、熊本地震の影響から抜け出しつつあると見ています。特に外国人宿泊については、前年の1,913人から238%増の6,467人となっており、本市における外国人観光客も確実に増加をしております。本年度は、外国人も含めた観光客のさらなる増加に期待しており、今後もインバウンドの増加に向けて積極的なプロモーションを行ってまいります。

天草四郎ミュージアムの入館者についてでございますが、8月20日現在で、前年比19.8%増の1万3,621人となっており、4月のリニューアルから順調に増加しております。ミュージアムに新たな展示資料が加わったことで魅力が増し、入館者の増加につながっていると考えております。また、2階の瞑想空間の活用促進を図る試みとして、7月28日から舞踊団「花童」による公演を開始いたしました。天草四郎や天草島原の戦いをテーマにした創作舞踊などが披露され、評判を得ております。講演は来年2月まで計10回定期的に開催し、天草四郎ミュージアムのPR及び入館者増につなげてまいります。

続きまして、建設部門について御報告いたします。

本年7月に実施することとしておりました三角大矢野道路開通後の市道船江白湊線の交通量調査の結果につきましては、三角大矢野道路交差点部と北部農道交差点部において、平日と休日の午前7時から午後7時まで実施した結果、東満から北部農道交差点間の1時間当たりの交通量は、開通前の8.7台から11.7台とわずかに伸びている結果となっております。

また同時期に、熊本県が実施した三角大矢野道路の平日交通量は8,200台、国道266号線が5,700台で、比率は59対41。休日の交通量は三角大矢野道路が1万2,500台、国道266号線が9,800台で、56対44との結果であったと聞いております。今後もこの路線の交通量の動向に注意していきたいと考えております。

次に、樋島大橋補修工事の進捗につきましては、平成27年度から国の補助事業を活用して取り組んでおりますが、現在までに伸縮装置と支承の取替、床板補修の一部が完了しております。

現在は、主ケーブルの防食工事や吊りハンガーの取替工事を施工していますが、昨年度の床板補修時に想定以上の損傷が確認された箇所について、調査を実施した上で対策工法を検討し、本事業の工事工程を精査した結果、平成31年度までに工事期間の延伸が必要と考えています。

その他の国の交付金を活用した事業としては、市道古野賤の女線改良、永浦樋合2号線改良、小波戸橋今釜橋の改修、道路防災点検、橋梁長寿命化計画策定などを予定しており、現在、補助

事業の事務手続を既に終え、順次発注を行っています。

また、重点事業の舗装改修事業につきましては、現在までに本年度発注予定路線32路線中22路線について契約が完了しています。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

(仮称)龍ヶ岳保育園の建設事業につきましては、6月から建設工事に着手し、7月末に基礎コンクリート打設まで完了したところです。引き続き平成31年4月開園に向けて取り組んでまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、本年度が現在の指定管理者期間の最終年度となることから、昨年12月のスパ・タラソ天草将来構想検討委員会からの最終報告書を踏まえ、次期候補者の選定手続きに取り組んでまいります。

次に、(仮称)大矢野宮津地区複合施設建設事業につきましては、6月29日に熊本市城南図書館ほか2カ所を視察後、第4回目の検討委員会を開催。8月22日に第5回の検討委員会を開催し、施設の概要については大方の御理解をいただきましたが、整備に当たってはさまざまな御意見がまだあるということから、そうした意見についても丁寧に検討対応を行った上で、今後の取り組みについて検討していく必要があると考えております。

最後に、教育部門について御報告いたします。

市内小中学校の空調設備につきましては、これまで中学校を平成31年度に着手、小学校を平成32年度に着手する計画としており、当初予算では、中学校6校分の実施設計、業務委託料1,694万9,000円を計上しております。この夏も全国的に記録的猛暑が続いたほか、ことし7月には愛知県豊田市の小学生が熱射病で亡くなったことなどを踏まえ、市としては可能な限り前倒して事業を実施したいと考えております。そのため、今市議会定例会に、小学校9校分の実施設計業務委託料1,715万8,000円の補正を計上いたしております。なお財源については、国の補助金活用を検討しつつ、また、合併特例債を有効に活用し、小中学校とも平成31年度整備着手に向け準備を進めてまいります。

次に、6月定例会の決議書をいただいております上天草市通学路交通安全プログラムの策定につきましては、プログラム策定に向けて取り組むため、7月に市内小中学校に通学路危険カ所調査を実施し、8月29日の上天草市通学路交通安全推進会議において、調査結果をもとに合同点検を実施し、各危険カ所の対応等の対策に着手しており、9月末をめどに上天草市通学路交通安全プログラムを公表する予定としております。

次に、7月14日に松島総合センターアロマホールにおいて、人権の尊重、青少年の健全育成及び犯罪のない社会の実現を目的に、平成30年度人権講演会・上天草市青少年育成市民大会並びに第68回社会を明るくする運動推進大会を開催し、市民約300名の御参加をいただきました。

最後に、松島総合運動公園人工芝サッカー場の4月から7月までの利用状況は8,513人で昨年度と比較し、2,754人、約48%の増加となっております。土日を中心に各種大会が

開催されているところであり、市としては、引き続き大会の誘致に努め、さらなる活性化を図ってまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで行政報告は終わりました。

日程第 5	承認第 5号	専決処分の報告及びその承認を求めることについて（平成30年度上天草市一般会計補正予算（第3号））
日程第 6	議案第63号	上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第64号	上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第65号	上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第66号	上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第67号	平成30年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第68号	平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第12	議案第69号	平成30年度上天草市診療所会計特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第70号	平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第71号	平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第72号	平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第73号	平成30年度上天草市物揚場造成事業補正予算（第1号）
日程第17	議案第74号	平成30年度上天草市後期高齢者医療補正予算（第1号）
日程第18	議案第75号	平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第76号	平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第77号	平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第78号	平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第79号	市道路線の廃止及び認定について
日程第23	議案第80号	市道路線の認定について
日程第24	議案第81号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第25	認定第 1号	平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第 2号	平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第 27 認定第 3 号 平成 29 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について

日程第 28 認定第 4 号 平成 29 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第 5、承認第 5 号から日程第 28、認定第 4 号までの以上 24 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成 30 年第 5 回上天草市議会定例会に提案いたします議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件 1 件、上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 4 件、平成 30 年度上天草市一般会計補正予算第 4 号など予算議案 12 件、市道路線の廃止及び認定についてなど議案 2 件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての議案 1 件、平成 29 年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案 4 件を提出しております。

各種各議案の詳しい内容につきましては、所管部長あるいは局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第 5 号から議案第 63 号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書 1 ページをお願いします。

承認第 5 号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて。専決第 8 号、平成 30 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号について御説明いたします。

平成 30 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別冊補正予算書のとおり 7 月 10 日付けで専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、7 月梅雨前線豪雨に伴い発生した公共施設等の災害復旧等に係る事業について、9 月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ 2,958 万 5,000 円を追加し、歳入予算の総額を 189 億 3,503 万 6,000 円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書 6 ページをごらんください。

85 款、繰入金、15 項、基金繰入金、10 目、財政調整基金繰入金 2,958 万 5,000 円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するため計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算書7ページをごらんください。

35款、農林水産業費、10項、農業費50万円の増額は、市内各排水機場に流入した流木等の処理に係る委託料を計上するものでございます。

60款、災害復旧費、10項、農林水産施設災害復旧費は1,028万5,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、15目、農業用施設等災害復旧費786万1,000円の増額は、被災した農道1カ所と水路4カ所の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料127万1,000円、農業用施設10カ所の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料659万円を計上するものでございます。

20目、林業施設等災害復旧費242万4,000円の増額は、被災した林道7カ所の土砂撤去等に係る機械等使用料を計上するものでございます。

60款、災害復旧費、15項、公共土木施設災害復旧費、10目、道路災害復旧費1,180万円の増額は、被災した市道27カ所の土砂や倒木撤去等に係る機械使用料等を計上するものでございます。

60款、災害復旧費、30項、その他公共施設等災害復旧費、35目、法定外公共物災害復旧費700万円の増額は、被災した法定外道路4カ所と法定外水路7カ所、法定外河川1カ所の土砂撤去等に係る機械等使用料を計上するものでございます。以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、7月梅雨前線豪雨に伴い発生した公共施設等の災害復旧等に係る事業について、緊急に対応する必要があるため、予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いします。

議案第63号上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

これらの条例の一部改正は、個人情報の保護に関する法律並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正等の趣旨にのっとり、個人情報のさらなる適正な取り扱いの確保のため、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正カ所の概要を説明させていただきます。

まず、第1条の上天草市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。まず初めに、先ほどの関係法律において指紋データや旅券番号等の個人を識別することができる符号を個人識別符号を定義し、その個人識別符号が個人情報に該当するものであることを明確にするため、個人情報の定義が改められ、また、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等の情報についても、その性質ゆえ、慎重な取り扱いを求めるべきものであることを明確にするため、これらの情報を要配慮個

人情報と定義されたことにより、本市の個人情報保護条例においても同様の改正を行うものでございます。

次に、関係法律において、個人からその本人の情報を開示請求された場合において、非開示情報として扱われる当該開示請求者以外の第三者に関する情報の中に、先ほどの個人識別符号が加えられたこと等を踏まえ、当該第三者の情報を今よりもさらに適切に取り扱うようにするため、本市の個人情報保護条例における規定についても、当該法律と同様の規定の内容とするものでございます。そのほか、以上の改正に伴って、他の規定において必要となる所要の規定の整備を行うものとします。

次いで、第2条の上天草市情報公開条例の一部改正についてでございます。

こちら関係法律が改正されたこと等を踏まえ、また、先ほどの個人情報保護条例における改正後の規定内容と整合性を図るため、公文書を開示請求された場合に、非開示情報として扱われる当該開示請求者以外の第三者に関する情報について、規定を整備するものでございます。

以上が主な改正カ所の概要であり、これらの条例の一部改正は公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正並びに行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第64号を市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第64号上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文、条項の変更及び削除などについては説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の13ページをお願いいたします。

第1条による改正につきまして御説明いたします。

第24条及び新旧対照表の21ページの附則第5条につきましては、個人市民税における非課税限度額の計算について、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、現行の金額に10万円を加

算するものでございます。この改正は平成33年1月1日から施行するものでございます。ただし、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める部分につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

第34条の2及び第34条の6につきましては、個人市民税における基礎控除及び調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については適用しないこととするものでございます。この改正は平成33年1月1日から施行するものでございます。

第48条につきましては、法人市民税の申告において、資本金が1億円を超える法人等で、特定法人と規定される内国法人については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、地方税共同機構を経由して、電子的に提供する義務を課す規定を定めるものでございます。この改正は平成31年10月1日から施行するものでございます。

第92条及び93条の2につきましては、市たばこ税における製造たばこの区分について、新たに加熱式たばこを追加し、これまで課税対象とされていなかった溶液等の重量に関しても、課税対象となる規定を定めるものでございます。

第94条につきましては、加熱式たばこを課税標準である紙巻たばこの本数に換算する方法について、重量及び価格の要素を一对一の比率で紙巻たばこの本数に換算することとし、従来の方法及び新方法の比率を0.8対0.2で課税する規定を定めるものでございます。

第95条につきましては、市たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円へ引き上げる規定を定めるものでございます。この改正は平成30年10月1日から施行するものでございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

第2条による改正につきまして御説明いたします。

第94条につきましては、加熱式たばこ課税標準である紙巻たばこの本数に換算する方法について、従来の方法及び新方法の比率を0.6対0.4で課税する規定を定めるものでございます。この改正は平成31年10月1日から施行するものでございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

第3条による改正につきまして御説明いたします。

第94条につきましては、加熱式たばこを課税標準である紙巻たばこの本数に換算する方法について、従来の方法及び新方法の比率を0.4対0.6で課税する規定を定めるものでございます。

第95条につきましては、市たばこ税の税率を1,000本につき5,692円から6,122円へ引き上げる規定を定めるものでございます。この改正は平成32年10月1日から施行するものでございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

第4条による改正につきまして御説明いたします。

第94条につきましては、加熱式たばこを課税標準である紙巻たばこの本数に換算する方法

について、従来の方法及び新方法の比率を0.2対0.8で課税する規定を定めるものでございます。

第95条につきましては、市たばこ税の税率を1,000本につき6,122円から6,522円へ引き上げる規定を定めるものでございます。この改正は平成33年10月1日から施行するものでございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

第5条による改正につきまして御説明いたします。

第94条につきましては、加熱式たばこを課税標準である紙巻たばこの本数に換算する方法について、重量及び価格の要素を1対1の比率で紙巻たばこの本数に換算する規定を定めるものでございます。この改正は平成34年10月1日から施行するものでございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

第6条による改正につきまして御説明いたします。

附則第5条につきましては、平成31年3月31日適用期限を迎える紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置について適用期限を6カ月延長し、平成31年9月30日までとする規定を定めるものでございます。この改正は平成30年10月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第65号から議案第66号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書の25ページをお願いします。あわせて説明資料の34ページをお願いします。

議案第65号上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して、国が定める省令の一部改正等を踏まえ、家庭的保育事業者等に関し、代替保育の提供に係る連携施設を確保することとされていることについて一定の要件を満たす場合には、その連携施設の確保要件を緩和するとともに、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、食事に関しては自園調理が原則であります。保育所等から調理業務を受託している等の一定の要件を満たす事業者から食事の外部搬入ができることとし、さらに自園調理により行うための必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する既定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

また、あわせまして、その他所要の規定の整理を行っております。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。あわせて説明資料の48ページをお願いいたします。

議案第66号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関して国が定める省令の一部改正等を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を緩和するとともに、資格基準を明確化するなど、関係規定の整備を行うものでございます。

また、あわせまして、その他所要の規定の整理を行っております。この条例は公布の日から施行し、第10条第3項第5号の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案理由としましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行等による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第67号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第67号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第4号について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明させていただきます。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ8億8,339万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億1,843万2,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正は、窓口業務委託料の限度額を1億6,103万4,000円とするものでございます。これは平成31年4月から平成34年3月までの窓口業務委託について、平成31年4月1日からの業務開始に向け、平成30年度中に委託事業者を公募するため、債務負担行為を設定するものでございます。

予算書6ページをごらんください。

第3表の地方債の補正は、災害復旧事業債を270万円、過疎対策事業債を1,920万円、合併特例債を4,870万円、緊急防災減災事業債を70万円それぞれ増額し、起債限度額の合計を29億3,720

万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをごらんください。

45款、10項、10目、地方交付税1億6,179万6,000円の増額は、平成30年度普通交付税額の決定に伴い当初予算との差額を計上するものでございます。

65款、国庫支出金、15項、国庫補助金は82万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、30目、土木費国庫補助金124万3,000円の減額は、龍ヶ岳町樋島大橋補修工事における補助率の改正等に伴い、社会資本整備総合交付金1,239万3,000円を減額し、大規模修繕事業補助金1,115万円を増額するものでございます。

10ページをごらんください。

70款、県支出金、10項、県負担金は596万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、25目、災害復旧費県負担金562万2,000円の増額は、7月梅雨前線豪雨により被災した農業施設及び農地の災害復旧工事に係る農林水産施設災害復旧費負担金を計上するものでございます。

70款、県支出金、15項、県補助金は617万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20目、衛生費県補助金において7月梅雨前線豪雨に伴う対岸漂着物処理を既存予算で実施したことから、今後の台風等の災害に備えるため、歳出予算に計上した海岸漂着物等地域対策推進事業委託料の財源として400万円を計上するものでございます。

11ページをごらんください。

85款、繰入金、10項、特別会計繰入金879万4,000円の増額は、平成29年度地域支援事業費等の確定により、介護保険特別会計から一般会計へ繰入金を計上するものでございます。

90款、10項、繰越金については、平成29年度決算剰余金6億2,202万3,000円を計上するものでございます。

95款、諸収入、35項、雑入608万1,000円の増額は、熊本地震に伴う平成29年度宅地復旧事業が年度末に完了したことから、補助金申請が平成30年度となったことにより、平成29年度宅地復旧補助金熊本地震復興基金を計上するものでございます。

99款、10項、市債は7,130万円の増額でございます。内訳といたしまして、50目、災害復旧事業債270万円の増額は、7月梅雨前線豪雨による農業施設及び農地の災害復旧事業に係る農地農林施設債の計上でございます。

55目、過疎対策事業債1,920万円の増額は、樋島大橋補修工事1,880万円などの計上でございます。

75目、合併特例債4,870万円の増額は、市道維持事業1,660万円、中南小学校簡易型校舎新築事業760万円、市道改良事業510万円、小学校空調設備事業1,630万円及び生活排水路整備事業310万円の計上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

12ページをごらんください。

15款、総務費、10項、総務管理費は176万2,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、55目、支所及び出張所費149万7,000円の増額は、嘱託職員1名の人件費などを計上するものでございます。

13ページをごらんください。

20款、民生費、10項、社会福祉費は4,144万7,000円の増額でございます。

12ページをごらんください。

主なものといたしまして、10目、社会福祉総務費4,053万6,000円の増額は、障がい福祉事業及び臨時福祉給付金事業に係る平成29年度国県補助事業の精算に伴う自立支援事業給付費国庫補助金過年度分返還金566万6,000円などの計上でございます。

14ページをごらんください。

20款、民生費、15項、児童福祉費、10目、児童福祉総務費622万2,000円の増額は、平成31年度に策定予定としていた子ども子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査の費用について、今年度実施した場合、交付税措置されることとなったため、調査委託料329万4,000円を前倒して計上するものでございます。

また、平成29年度国の補助事業の精算に伴う児童扶養手当国庫負担金過年度分返還金283万2,000円などを計上するものでございます。

25款、衛生費、10項、保健衛生費は、665万1,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、30目、環境衛生費661万9,000円の増額は、大矢野町中の江後地区、前平地区から要望があった生活排水路整備事業について事業実施に向けた調整がついたことから、江後地区生活排水整備工事233万4,000円、前平地区生活排水整備工事140万3,000円を計上するものでございます。また、斎場特別会計における事業の財源不足を補填するため、斎場特別会計繰出金288万2,000円などを計上するものでございます。

15ページをごらんください。

25款、衛生費、15項、清掃費、10目、清掃総務費は750万円の増額でございます。

14ページをごらんください。主なものといたしまして、7月梅雨前線豪雨による大量の漂着物が市内の港湾漁港等で確認され、船舶の運航に支障をきたすため、緊急的に現予算で処分を行ったことから、今後台風等による漂着物対策を実施するために、海岸漂着物等地域対策推進事業委託料500万円の計上及び、15ページをごらんください。松島地区清掃センター設置に伴う地域振興事業工事負担金250万円を計上するものでございます。

35款、農林水産業費、10項、農業費は562万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、30目、農地費190万円の増額は、農業農村の多面的機能を維持する活動を行う団体を支援するもので、今回、大矢野町維和蔵々地域、梅の木地域活動組織の2団体が新規で登録されたことにより、事業実施面積の増加に伴う多面的機能支払交付金114万7,000円などを計上するものでございます。

40目、施設監理費172万8,000円の増額は、排水機場の故障等により緊急的に修繕を行ったことから、当初予定していた修繕に不足が生じたため計上するものでございます。

35款、農林水産業費、20項、水産業費は282万5,000円の増額でございます。主なものとして、25目、漁港建設費261万円の増額は、野釜漁港内の一部に必要な水深が確保できないことから、浚渫工事に係る深淺測量業務委託料を計上するものでございます。

16ページをごらんください。

45款、土木費、15項、道路橋梁費は5,170万5,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、10目、道路維持費2,471万円の増額は、市道パトロールにより確認された危険性が高い路面陥没等について早急に改善する必要があるため、修繕費600万円、機械等使用料121万円及び道路維持工事1,750万円を計上するものでございます。

15目、道路新設改良費500万円の増額は、永浦樋合1号線、市道山田大手原3号線改良工事において、構築物の移転が必要となったことから、それぞれ工事費を減額し、移転補償費に組みかえるものでございます。

また、市道永浦樋合2号線事業において、道路線形が確定したことに伴い用地購入費500万円を計上するものでございます。

20目、橋梁維持費1,829万5,000円の増額は、龍ヶ岳町樋島大橋大規模修繕の実施に際し、想定を上回るコンクリート剥離や鉄筋の腐食が確認されたことから、樋島大橋補修工事1,759万5,000円などを増額するものでございます。

30目、交通安全施設費370万円の増額は、市道パトロールにより確認された危険性が高いカーブミラー等の交通安全施設の破損個所について早急に改善する必要があるため、修繕費を計上するものでございます。

45款、土木費、25項、港湾費1,371万5,000円の増額は、上天草港樋島地区樋島港区東風留浮棧橋の橋台接続部分と、浮体接触部ローラー損傷による修繕費680万5,000円及び上天草港大道港区中園浮棧橋における浮体上部の舗装部分が剥離しており、その修繕費691万円、合計1,371万5,000円を計上するものでございます。

17ページをごらんください。

50款、消防費、10項、消防費は359万3,000円の増額でございます。

16ページをごらんください。

主なものとして、30目、防災管理費281万8,000円の増額は、7月梅雨前線豪雨における職員の災害待機により、今後必要な台風等に備えるための時間外勤務手当が不足見込みであることから、155万9,000円を計上するものでございます。

17ページをごらんください。

55款、教育費、15項、小学校費は2,889万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10目、学校管理費2,834万3,000円の増額は、各小学校において、施設の老朽化等による損傷が、新たに確認されたことに伴う修繕費169万2,000円。平成32年度の国庫補助事業に申請

予定であった市内小学校の空調設備設置を前倒して実施するため、大矢野地区市立小学校空調設備工事設計業務委託料870万4,000円及び松島・姫戸地区市立小学校空調設備工事設計業務委託料845万4,000円、また中南小学校簡易型校舎新築工事において建設地の軟弱地盤対策にかかる基礎工事費用として800万円、また、この音楽教室の空き時間を多目的ホールとして利用するための間仕切り用パーテーションや長机等の備品購入費155万2,000円を計上するものでございます。

18ページをごらんください。

55款、教育費、20項、中学校費は130万2,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、10目、学校管理費101万3,000円の増額は、小学校同様に各中学校においても、施設の老朽化等による損傷が新たに確認されたことに伴う修繕費101万3,000円を計上するものでございます。

55款、教育費、25項、社会教育費、10目、社会教育総務費は49万3,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、市史編さん事業において、執筆作業を行う上で新たに調査が必要となったことに伴う市史編さん調査謝礼115万9,000円の増額などがございます。

55款、教育費、30項、保健体育費は474万8,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、15目、体育施設費506万4,000円の減額は、姫戸運動広場街灯が腐食により倒壊の危険性があること、また上北体育館においてシロアリ被害等による改修工事の内容を見直し、被害箇所のみ限定した範囲の駆除と修繕で対応することとしたため、修繕費151万9,000円、シロアリ駆除業務委託料129万6,000円を増額する一方で、上北体育館改修工事設計監理委託料100万7,000円及び上北体育館改修工事745万2,000円を減額するものでございます。

19ページをごらんください。

60款、災害復旧費、10項、農林水産施設災害復旧費1,006万円の増額は、18ページをごらんください。7月梅雨前線豪雨により被災した農業施設及び農地の災害復旧事業工事費を計上するものでございます。

19ページをごらんください。

60款、災害復旧費、15項、公共土木施設災害復旧費960万円の増額は、7月梅雨前線豪雨により被災した市道の災害復旧事業工事費を計上するものでございます。

60款、災害復旧費、30項、その他公共施設等災害復旧費1,240万円の増額は、7月梅雨前線豪雨により被災した法定外水路及び里道の災害復旧に係る測量設計委託料及び工事費などを計上するものでございます。

70款、諸支出金、20項、基金費3億5,016万3,000円の増額は、地方財政法第7条の規定に基づく財政調整基金積立金3億4,958万5,000円などを計上するものでございます。

20ページをごらんください。

75款、予備費については、災害等不測の支出に備えるため3億3,016万6,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第68号から議案第70号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願いいたします。

議案書の34ページをお願いします。

議案第68号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の21ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ6億556万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億5,824万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

22ページをごらんください。

30款、県支出金740万6,000円の増額は、熊本県国保連合会からの確定通知により、退職者高額療養費事業交付金を増額するものでございます。

60款、繰越金5億9,815万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

23ページをごらんください。

15款、保険給付費740万6,000円の増額は、実績見込みにより、退職者高額療養費740万6,000円を増額するものでございます。

50款、諸支出金567万8,000円の増額は、実績見込みにより国保税の過誤納還付金を133万6,000円増額するとともに、前年度実績に基づき特定健診等負担金返納金を、国県それぞれに8万4,000円、退職者療養給付費交付金返納金を417万4,000円計上するものでございます。

55款、予備費5億9,248万1,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成30年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の35ページをお願いします。

議案第69号、平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の28ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ127万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,392万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

29ページをごらんください。

30款、繰越金127万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

30ページをごらんください。

10款、総務費49万2,000円の減額は、一般管理費の派遣医師異動による職員手当等の人件費を減額するものでございます。

20款、予備費176万4,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の36ページをお願いします。

議案第70号、平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の35ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ1億5,827万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億5,254万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

36ページをごらんください。

25款、支払基金交付金32万9,000円の増額は、前年度実績に基づく過年度支払基金地域支援事業交付金を補正するものでございます。

50款、繰越金1億5,794万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

37ページをごらんください。

10款、総務費430万4,000円の増額は、地域包括ケアシステムの導入経費にかかる費用を補正するものでございます。

25款、基金積立金7,000万円の増額は、介護給付費準備基金への積み立てを行うため補正するものでございます。

35款、諸支出金8,396万7,000円の増額は、前年度実績に基づく国県への返還金7,517万2,000円と一般会計への繰入金879万5,000円を計上するものでございます。

50款、予備費2,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号を市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） お願いします。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第71号、平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の43ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,634万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億8,087万2,000円とするものでございます。

46ページをごらんください。

第2表の地方債の補正は、合併特例債1,340万円を増額し、起債限度額を1億2,240万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

47ページをごらんください。

20款、繰入金288万2,000円の増額は、斎場火葬炉セラミック張りかえ、台車耐火材張りかえの修繕費及び斎場施設実施設計委託料に係る一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

25款、繰越金6万円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

35款、市債1,340万円の増額は、斎場施設老朽度調査を踏まえた斎場改修実施設計委託料の財源として合併特例債を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

50ページをごらんください。

10款、総務費、10項、総務管理費1,628万2,000円の増額は、今年度計画していた火葬炉改修工事を見直し、施設の老朽化に伴う火葬炉を含めた施設全体の改修を来年度以降に実施することになったため、例年実施している火葬炉のメンテナンスにかかるセラミック張りかえが必要となったことから、その張りかえのための修繕費218万2,000円を計上するとともに、6月補正予算で承認された斎場建物全体の老朽度調査の結果、当初計画していた火葬炉3炉の改修を含めた陸屋根防水シートの破損、外壁の塗膜劣化、内壁のクラック、渡り廊下部分の漏水結露などの不良箇所の整備及び火葬炉前ホールの換気、空調設備の充実など、これらに係る改修工事の実施設計委託料1,410万円を計上するものでございます。

30款、10項、予備費6万円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。以上が平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第72号から議案第73号を経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の38ページをお願いします。

議案第72号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の51ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,787万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

52ページをごらんください。

20款、10項、繰越金48万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

53ページをごらんください。

50款、10項、予備費48万4,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の39ページをお願いします。

議案第73号、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の58ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入予算のみ補正するものでございます。

歳入について御説明いたします。

61ページをごらんください。

15款、繰越金41万4,000円の減額、25款、繰越金41万4,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことから、補正するものでございます。

以上が平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第74号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願いいたします。

議案書の40ページをお願いします。

議案第74号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の65ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ478万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,278万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

66ページをごらんください。

30款、繰越金478万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

67ページをごらんください。

30款、予備費478万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第75号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書の41ページをお願いします。

議案第75号、平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ3,232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,967万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

75ページをごらんください。

15款、繰越金3,232万6,000円の増額は、平成29年度繰越額の確定により補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

76ページをごらんください。

50款、予備費3,232万6,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第76号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第76号、平成30年度上天草市水道事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものです。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成30年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ77万4,000円増額し、9億7,530万4,000円とするものです。詳細につきましては3ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、5目、雑収入77万4,000円の増額は、平成29年度消火栓修繕費の増額によるものです。

支出につきましては、5ページから8ページをごらんください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用、5目、簡易水道費150万円の増額は、湯島浄水場場内整備費の計上によるものです。

4項、1目、予備費72万6,000円の減額は、予算調整によるものです。

予算書1ページに戻りまして、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

資本的収入予定額は、4項、工事負担金を250万円増額し、2億5,090万円とするものでございます。

予算書2ページをごらんください。

資本的支出予定額は、1項、建設工事費250万円を増額し、5億8,260万2,000円とするものです。予算書1ページに戻りまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,170万2,000円を過年度損益勘定留保資金3億785万5,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額2,384万7,000円で補填するものでございます。詳細につきましては、9ページからの実施設計で御説明いたします。

収入につきましては、1款、資本的収入、4項、1目、工事負担金250万円の増額は、星平地区配水管布設工事負担金によるものです。

予算書10ページをごらんください。

支出につきましては、1款、資本的支出、1項、1目、建設改良費250万円の増額は、星平地区配水管布設工事によるものです。

以上が平成30年度上天草市水道事業会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法96条第1項第2号の規定により議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第77号を建設部長。

○建設部長（山下 正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の43ページをお願いします。

議案第77号、平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成30年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的支出予定額は282万7,000円を増額し、2億7,494万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊説明書の1ページをごらんください。

1款、下水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費において、4月の人事異動に伴う人件費33万8,000円を計上するものでございます。

3項、特別損失、3目、過年度収益修正損248万9,000円の増額は、確定申告による消費税及び地方消費税に係る更生額を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第78号を病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） おはようございます。よろしく願いします。

議案書の44ページをお願いします。

議案第78号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

3ページをごらんください。

病院から訪問看護ステーションへの職員の異動に伴い、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費781万5,000円を減額し、6項、訪問看護ステーション費用、1目、給与費を781万5,000円増額するものでございます。収益的支出予定額に増減はございません。

2ページに戻りまして、第3条資本的収入及び支出でございます。

予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,613万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額889万円。当年度分損益勘定留保資金1億8,724万7,000円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。なお、詳細につきましては、4ページをごらんください。

収入につきまして御説明いたします。

1款、資本的収入、1項、1目、企業債580万円の増額は、医療機器運動負荷心電図測定装置の修理不能による買い替えに伴い、その財源を企業債で補うため、当該企業債を増額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、病院整備費587万6,000円の増額は、先ほど御説明いたしました医療機器の買い替えに伴うものでございます。

以上が平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第79号から議案第80号を建設部長。

○建設部長（山下 正君） 議案書45ページをお願いいたします。

あわせて説明資料の51ページをお願いいたします。

議案第79号、市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

路線番号2306、路線名稲戸線は、松島町合津馬建地区から稲戸地区へ接続する道路でございますが、当該道路の稲戸地区終点部から国道266号間については、個人または民間企業の所有地であるものの、地区住民は道路として利用している状況でございます。そうした中で、平成29年12月に稲戸区長から、当該土地の地権者の寄附同意を得た市道への編入申請がなされ、現地及び関係書類を確認した結果、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱に定める路線の認定条件を満たしていることから、路線を延伸するにあたり、本市道の終点部を変更するため、既存区間を一旦廃止し、市道の終点を変更して新たに全線を市道路線として認定するものでございます。

提案理由といたしましては、市道路線の廃止及び認定については、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書46ページをお願いします。あわせて、説明資料の53ページをお願いします。

議案第80号、市道路線の認定について御説明いたします。

路線番号4431、認定路線名大平瀬子ノ浦線は、龍ヶ岳町大道地区の国道266号の改良に伴い、当該道路のうち旧道となる部分について、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱に定める認定条件に適合することを踏まえ、熊本県と上天草市で取り交わした市道に引き継ぐ覚書に基づき、当該旧道を新たに市道路線として認定するものでございます。

提案理由といたしましては、市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第81号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしく願いいたします。

議案書の47ページをお願いします。あわせて説明資料の55ページをお願いします。

議案第81号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明いたします。

この規約の一部変更は、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成する全ての市町村の意見が広域連合の制度運営に反映できるようにするため、広域連合議会へ各構成市町村から1名の議員を選出できるよう、広域連合の議会の組織、広域連合議員の選挙の方法及び広域連合議員の任期について変更するものでございます。

提案理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合などの広域連合は、広域連合の

規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合と関係地方公共団体との協議が必要となり、この協議は地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 認定第1号平成29年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度上天草市歳入歳出決算書における会計別の歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて御説明いたします。

最初に一般会計でございます。

260ページをごらんください。

歳入総額179億308万6,469円、歳出総額171億3,589万9,456円、差引額7億6,718万7,013円、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,516万3,792円、実質収支額6億2,202万3,221円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

298ページをごらんください。

歳入総額58億4,082万2,768円、歳出総額52億4,266万3,679円、差引額5億9,815万9,089円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額5億9,815万9,089円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。

314ページをごらんください。

歳入総額6,186万3,047円、歳出総額6,059万102円、差引額127万2,945円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額127万2,945円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

350ページをごらんください。

歳入総額38億6,835万963円、歳出総額37億1,040万6,413円、差引額1億5,794万4,550円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1億5,794万4,450円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。

362ページをごらんください。

歳入総額2,215万7,763円、歳出総額2,209万7,266円、差引額6万497円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6万497円でございます。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計でございます。

376ページをごらんください。

歳入総額7,379万8,444円、歳出総額7,331万3,896円、差引額48万4,548円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額48万4,548円でございます。

次に、物揚場造成事業特別会計でございます。

388ページをごらんください。

歳入総額455万1,810円、歳出総額413万7,552円、差引額41万4,258円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は41万4,258円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

404ページをごらんください。

歳入総額3億7,063万4,954円、歳出総額3億6,585万1,873円、差引額478万3,081円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額478万3,081円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。

416ページをごらんください。

歳入総額7,054万4,931円、歳出総額3,821万8,853円、差引額3,232万6,078円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,232万6,078円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第2号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） よろしくお願ひします。

議案書の50ページをごらんください。

認定第2号、平成29年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものです。

別冊の上天草市水道事業決算書の1ページをお願いします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に収入です。

第1款、水道事業収益は予算額9億9,464万6,000円に対しまして、決算額10億602万1,560円となり、1,137万5,560円の増額となりました。内訳につきましましては、10、11ページに記載しておりますので後ほどごらんください。

次に、支出でございます。

第1款、水道事業費用は予算額9億9,464万6,000円に対しまして、決算額9億1,463万5,169円となり、不用額は8,001万831円です。

内訳につきましましては、12ページから16ページまでに項目ごとに記載しておりますので後ほどごらんください。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

第1款、資本的収入は予算額1億7,020万円に対しまして、決算額1億1,297万151円となり、企業債の借り入れを抑えたこと、補助事業を利用した工事を行ったことで、5,722万9,849円の減額

となりました。

次に支出です。

第1款、資本的支出は予算額5億6,323万4,000円に対しまして、決算額4億707万3,089円となり、翌年度へ6,606万7,000円を繰り越しております。よって、不用額は9,009万3,911円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,410万2,938円は、過年度分損益勘定留保資金2億8,396万5,787円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,013万7,151円で補填しております。

内訳につきましては、17、18ページに各項目ごとに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

25ページをお願いいたします。

事業報告について説明いたします。

1、給水状況は給水人口が前年度に比べ333人減少で2万5,082人となりました。また、利用者の使用された年間給水量は235万4,625トンで、前年度に比べて1万1,862トンの減少となりました。

2、財政状況では営業収益及び営業外収益の合計9億4,824万1,523円から営業費用及び営業外費用の支出合計8億6,723万4,469円を差し引いた8,100万7,054円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金5,151万5,524円と合わせ1億3,252万2,578円が当年度未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に翌年度繰越利益剰余金は、5ページに記載の剰余金処分計画書（案）のとおり、減債積立金に積立処分2,000万円及び建設改良積立金に積立処分額5,000万円の合計を差し引いた残高6,252万2,578円となります。

3、建設改良工事では28、29ページに示すとおり、平成28年度から繰越工事、登立地区送水管配水管布設替工事ほか3件。平成29年度実施分として、前島地区国道266号線交差点改良工事に伴う送水管移設工事をはじめとして、ほか16件、合計8,146万1,391円を実施しております。また、機械及び固定資産購入として、量水器1,556個、223万1,394円ほか6件、661万9,925円を購入しております。内容につきましては31ページをごらんください。また、用地購入としまして中央配水池構築に必要な土地592平方メートルを118万4,000円で購入いたしました。

以上、認定第2号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第3号を建設部長。

○建設部長（山下 正君） よろしく申し上げます。

議案書の51ページをごらんください。

認定第3号、平成29年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の下水道事業決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に収入です。

第1款、下水道事業収益は予算額3億57万9,000円に対しまして、決算額3億431万1,807円となり、373万2,807円の増額となりました。

内訳につきましては、9ページに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

次に支出です。

第1款、下水道事業費用は予算額2億6,901万9,000円に対しまして、決算額2億6,148万3,945円となり、不用額が753万5,055円です。

内訳については10ページから12ページまでに項目ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入です。

第1款、資本的収入は予算額1億2,957万8,000円に対しまして、決算額1億2,901万6,516円となり、下水道への新規接続者が少なく、受益者分担金の納入額が伸びなかったため56万1,484円の減額となりました。

次に支出です。

第1款、資本的支出は予算額2億4,615万円に対しまして、決算額2億1,564万1,126円となり、翌年度へ建設改良費2,800万円を繰り越しております。よって、不用額は250万8,874円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,662万4,610円は、当年度分損益勘定留保資金8,309万499円、当年度分消費税資本的収支調整額246万5,239円及び当年度利益剰余金106万8,872円で補填しております。

なお、決算書5ページに剰余金処分計算書(案)を記載しております。内訳につきましては、13ページから14ページに各項ごとに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、23ページをお願いします。

事業報告書について説明いたします。概況の統括事項のみの説明とさせていただきます。

①営業では、処理区域内人口が前年度に比べ115人の減少で4,577人となりました。また、利用者の使用された年間処理水量は49万6,356トンで、前年度に比べて1万5,361トンの減少となりました。率にすると、マイナス3%となります。

②財政状況では、営業収益及び営業外収益の合計税抜で2億9,965万2,476円から営業費用及び営業外費用に特別損失を加えた支出合計2億5,928万9,853円を差し引いた4,036万2,623円が当年度純利益となり、29年度から企業会計となったため、繰越利益剰余金はなく、4,036万2,623円が当年度未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越利益剰余金は、決算書5ページに記載の剰余金処分計算書(案)のとおり3,929万3,751円となります。

次に、24ページをお願いします。

③建設改良工事では、合津地区公共樹設置工事1件28万8,360円を実施しております。また、合津終末処理場の水処理施設及び電気設備の改築に係る工事2,455万円1件の工事委託協定を締結し実施しております。機械及び装置等の固定資産購入では、災害等発生時用発電機144万7,200円ほか2件を購入しております。

以上、認定第3号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第4号を病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） よろしく申し上げます。

議案書52ページをお願いします。

認定第4号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について御説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に収入でございます。

第1款、病院事業収益、予算額合計38億2,886万1,000円に対しまして、決算額34億9,668万8,726円でありました。予算に比べ、決算の増減は3億3,217万2,274円。うち消費税及び地方消費税額は、1,115万1,300円となっております。

決算額の内訳といたしまして、第1項、医業収益、26億5,537万6,352円。第2項、医業外収益、2億2,524万1,352円。第3項、特別利益、14万8,700円。第4項、看護学校収益、1億4,961万1,952円。第5項、健康管理センター収益、1億880万6,907円。第6項、訪問看護ステーション収益、1,608万1,401円。第7項、介護老人保健施設収益、2億9,213万7,261円。第8項、在宅介護支援センター収益、1,194万9,752円。第9項、居宅介護支援センター収益、823万1,374円。第10項、教良木診療所事業収益、2,910万3,675円となっております。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款、病院事業費用予算額合計38億2,886万1,000円に対しまして、決算額35億2,391万1,362円でありまして、不用額3億494万9,638円となっております。

費用の決算額内訳といたしまして、第1項、医業費用、28億2,891万8,645円。第2項、医業外費用、3,710万3,576円。第3項、特別損失、264万303円。第4項、看護学校費用、1億8,089万7,033円。第5項、健康管理センター費用、1億625万9,424円。第6項、訪問看護ステーション費用、1,884万39円。第7項、介護老人保健施設費用、2億8,833万7,231円。第8項、在宅介護支援センター費用、1,227万4,352円。第9項、居宅介護支援センター費用、1,234万8,779円。第10項、教良木診療所事業費用、3,629万1,980円となっております。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款、資本的収入予算額2億5,471万7,000円に対しまして、決算額は2億4,609万2,000円。予算に比べ、決算の増減は862万5,000円の減少となっております。

収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債、7,800万円。第2項、補助金、66万6,000円。第3項、出資金、1億6,742万6,000円。第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出予算額4億3,766万5,000円に対しまして、決算額4億3,176万3,008円でございます。不用額590万1,992円となりました。支払い消費税及び地方消費税額が625万3,660円となっております。

支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良費、8,587万8,130円。第2項、企業債償還金、3億4,012万4,878円。第3項、投資、576万となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,567万1,008円は、当年度資本的収支調整額625万3,660円、過年度損益勘定留保資金1億7,941万7,348円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。

本文の6行目から説明させていただきます。入院、外来患者数全体では延べ18万3,023人で、前年度と比較して5,554人、2.9%の減少となります。総収入、税抜きでは、34億8,553万7,426円で、前年度と比較して3億1,388万5,103円、8.3%の減となります。総費用、税抜きでは35億3,087万5,959円で、前年度と比較して8,919万8,930円、2.5%の減となりました。この結果、平成29年度は4,533万8,533円の純損失となりました。資本的収支につきましては、資本的収入が2億4,609万2,000円に対しまして、資本的支出4億3,176万3,008円で1億8,567万1,008円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度資本的収支調整額及び過年度損益留保資金で補填しました。

以降、詳細につきましては貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。

平成29年度、上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書(案)でございます。

当年度の未処理欠損金が10億3,115万6,250円となります。処分する資金がございませんので、次年度への繰越欠損金となります。

以上、認定第4号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

の報告について

日程第30 報告第12号 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出
について

○議長（園田 一博君） 日程第29、報告第11号から日程第30、報告第12号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

まず、報告第11号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書53ページをお願いいたします。

報告第11号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、四つの財政指標からなる健全化判断比率についてでございます。

一般会計等の赤字の大きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字がなかったため、該当はございません。

また、借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさの度合いを示す実質公債費比率は、前年度から0.2ポイント改善し、11.5%となっております。

借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさの度合いを示す将来負担比率も実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に赤字がないことから、該当なしとなったところでございます。

次に、地方公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足の状況はなかったため、該当はございません。

報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、報告第12号を経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくをお願いいたします。

議案書54ページをお願いいたします。

報告第12号、上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上を出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、上天草市が約7割を出資しております上天草さんぱーる株式会社の平成29年度決算に関する書類及び平成30年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものです。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日9月1日から9日までは議案研究のため休会し、次の本会議は9月10日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、9月3日の正午までに通告書の提出をお願いします。

一般質問をされる方は9月4日の正午までに、通告書の提出をお願いします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時03分